

委員会案第1号

宇都宮市議会会議規則の一部改正

宇都宮市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月22日

議会運営委員会

委員長 山崎昌子

宇都宮市議会会議規則の一部を改正する規則

宇都宮市議会会議規則（昭和34年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第113条」を「第113条～第115条」に改める。

第1条中「参集し，出席簿に署名又は押印しなければならない」を「参集しなければならない」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「認めるときは」の右に「，会議に宣告することにより」を加え，同条第3項中「知らせる」を「知らせる」に改め，同項を同条第4項とし，同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第13条第1項中「延会」の右に「を宣告」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

（一時不再議）

第15条の2 議会で議決された事件については，同一会期中は，再び提出することができない。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め，同条第2項中「終らない場合でも議長」を「終わらない場合でも，議長」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に，「投票を備えつ

けの投票箱に投入」を「投票」に改める。

第30条中「終わった」を「終わった」に改める。

第31条第3項を削り、同条第4項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条第1項本文中「終つて」を「終わつて」に改める。

第39条中「まつて」を「待つて」に改める。

第41条及び第43条中「終わった」を「終わった」に改める。

第45条第2項中「審査を終らなかつたとき」を「審査又は調査を終らなかつたとき」に、「会議」を「議会」に改める。

第46条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第47条中「事件で」を「事件について」に改める。

第49条第1項本文中「すべて」を「全て」に改める。

第50条第4項中「通告した者」を「発言の通告をした者」に、「当たつても」を「当たつても」に、「通告は、その効力」を「その通告は効力」に改める。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に、「終わった」を「終わった」に改める。

第53条本文中「ついて」を「着き」に、「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「当たつては」を「当たつては」に改める。

第58条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第59条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第62条の次に次の1条を加える。

(オンラインによる方法を活用した質問)

第62条の2 議員は、第2条(欠席又は遅参の届出)の規定により会議を欠席若しくは遅参又は公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議を早退する場合において、議長が認めるときは、情報通信機器を用いて映像と音声を送受信することにより相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用して、第61条(一般質問)第1項又は前条第1項の規定による質問(以下「オンラインによる質問」という。)をすることができる。

2 議員がオンラインによる質問をする場合における第49条(発言の許可等)第1項及び第50条(発言の通告及び順序)第4項の規定の適用については、次の表の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第49条 第1項	得た後，登壇してしなければならない。ただし，簡易な事項については，議席で発言することができる	得てしなければならない
第50条 第4項	欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき	発言の順位に当たつても発言しないとき又は通信環境の悪化等により第62条の2第1項に規定するオンラインによる質問ができないとき

3 議員がオンラインによる質問をする場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、音声の送受信を停止することにより発言の禁止の措置を、映像及び音声の送受信を停止することにより退去の措置を講ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、オンラインによる質問に関し必要な事項は、別に定める。

第63条中「第59条」の右に「(質疑又は討論の終結)」を加える。

第64条の見出しを「(発言の取消し又は訂正)」に改め、同条本文中「発言を取消し」を「発言の取消し」に改める。

第65条本文中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第66条中「昭和31年条例第25号」の右に「。第80条第4項及び第111条第2項において「条例」という。」を加える。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第69条中「つける」を「付ける」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第73条中「第31条(開票及び投票の効力)、第32条第1項(選挙結果の報告)」を「第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第32条(選挙結果の報告)第1項」に改める。

第75条第2項ただし書中「議長の」を「，議長の」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第76条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項本文中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、

「とる」を「採る」に改める。

第77条に次の2項を加える。

4 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第80条第3項中「前項」を「第2項」に、「宇都宮市議会委員会条例」を「条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 紹介議員は、前2項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

第81条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第83条中「、その内容が請願に適合するもの」を「議長が必要があると認めるもの」に改める。

第83条の7の見出しを「(代理人又は文書による意見の陳述)」に改める。

第83条の8第2項中「第83条の5」の右に「(公述人の発言)」を、「第83条の6」の右に「(議員と公述人の質疑)」を、「第83条の7」の右に「(代理人又は文書による意見の陳述)」を加える。

第89条中「第38条第2項（議案等の説明，質疑及び委員会付託）」を「第38条（議案等の説明，質疑及び委員会付託）第2項」に改める。

第90条を次のように改める。

（決定の通知）

第90条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第93条本文中「外とう，えり巻，つえ，かさ」を「コート，マフラー，傘」に、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第99条本文中「すべて」を「全て」に改める。

第100条第1項中「所定」を「所定数」に改め、同条第2項ただし書中「第84条第2項（秘密の保持）」を「第85条（秘密の保持）第2項」に、「かかる」を「係る」に改める。

第101条の次に次の1項を加える。

（代理弁明）

第101条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第102条中「定める」を「定めた」に改める。

第103条本文中「こえる」を「超える」に改める。

第107条第1項各号列記以外の部分中「通り」を「とおりに」に改める。

第108条中「発言の取消」を「発言の取消し」に改める。

第111条中「災害の発生，感染症のまん延の防止その他の理由」を「第2条（欠席又は遅参の届出）に規定する欠席事由及び災害の発生，感染症のまん延の防止その他の理由」に改め，同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において，協議等の場の開会方法その他必要な事項は，条例の例による。

第113条を第115条とし，第17章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第113条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第20条（日程の作成及び配付），第65条（答弁書の配付）及び第78条（請願文書表の作成及び配付）第1項の規定による議員に対する通知にあつては，当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機（入出力装置を除く。）

による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を取るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が取られた旨の通知を発したときのいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第114条 この規則の規定(第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)第1項(第73条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提出の理由)

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則に規定する各種手続等のオンライン化に対応するとともに、疾病や出産などの事情により本会議に出席できない議員がオンラインによる方法を活用した質問が実施できるよう、必要な規定を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。